

デイサービス小春日和

運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人グッドサポート福祉会が設置運営するデイサービス小春日和（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護[第1号通所事業]の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、指定地域密着型通所介護[第1号通所事業]（以下「介護サービス」という。）の提供に当たる者（以下「従業者」という。）が、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適切な介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることに努めるものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 デイサービス小春日和

(2) 所在地 岐阜県土岐市泉町河合217番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、常勤換算による員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 （常勤兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

(2) 従業者 生活相談員 2名

生活相談員は、利用者および家族の相談や利用計画作成等や、日程プログラム等のサービス調整を行う。

介護職員 9名以上

介護職員は、介護サービスの提供等に当たる。

機能訓練指導員 1名

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指

導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日とする。ただし、1月1日は休業とする。
- (2) 営業時間 午前9時00分から午後4時00分までとする。
ただし、利用者の希望により、午後4時から午後6時までの時間延長サービスはあるものとする。

(利用定員)

第6条 利用定員は1日10名とする。

(通所介護の内容)

第7条 介護サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 生活指導（相談援助等）
- (2) 機能訓練（日常動作訓練）レクリエーション
- (3) 介護サービス
- (4) 健康状態の確認
- (5) 送迎サービス
- (6) 食事サービス
- (7) 入浴サービス
- (8) 延長サービス
- (9) その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第8条 介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示の額とし、当該介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担額に応じた額の支払いを受けるものとする。なお法定代理受領以外の利用料については、[指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準]（平成18年厚生労働省告示第126号）によるものとする。

2 第1号通所事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額（月単位）とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、土岐市が定める額とする。

3 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用を受けるものとする。

- (1) 次条に規定する通常の事業実施地域を越えて行う介護サービスの送迎に要した交通費
- (2) 食事の提供に要する費用 朝食 450円 昼食 600円 夕食 600円
- (3) 趣味活動あるいは特別行事に係る相当な費用

- (4) サービス延長利用料金
 - (5) その他介護サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるもの
 - (6) 介護計画に基づくサービスとは別に、利用者又はその家族がサービスの提供を求める場合は、利用者又はその家族との合意に基づいたサービスの費用
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。
- 5 法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護〔第1号通所事業〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、土岐市の区域とする。

- 2 通常の第1号通所事業の実施地域は、土岐市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、介護サービスの提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。(診断書、情報提供書の提出)
- (2) 管理者及び従業者による安全管理上の指示には必ず従うこと。
- (3) 介護支援専門員とよく相談し、介護サービスの利用目的を明確にした上で利用すること。
- (4) 施設内の設備及び備品等の利用に際しては、管理者及び従業者の指示に従い十分に注意すること。
- (5) 常備薬、保険給付の対象となっているサービス以外の介護用品等、管理者及び従業者が必要と認めたものは、持参するようにすること。
- (6) 家族等、緊急時等の連絡先を必ず申し出ること。
- (7) サービス利用開始時には、必ず介護保険被保険者証及び健康保険被保険者証の提示を行うこと。
- (8) 第12条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(緊急時における対応方法)

第11条 従業者は、介護サービスを実施中に、利用者の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医あるいは協力医療機関等に連絡し、適切な対応を行うとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

- 2 管理者は、防火管理者を選任する。
- 3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、事業所はこの計画に基づき、毎年2回以上、避難及び救出その他必要な訓練を行う。

(身体拘束)

第13条 身体拘束をせずに行うケアを基本とする。

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。

解除に至った場合、実際には身体拘束を一時的に解除して状態を観察するなどの対応をとることに留意する

(苦情処理)

第14条 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当者を置き、解決に向け、調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

担当者は原則として、管理者とする。

2 対応結果は、苦情処理簿に記載し、必要に応じ、行政の担当者に通知する。

(個人情報の保護)

第15条 事業所は、利用者または家族の個人情報について[個人情報の保護に関する法律]及び厚生労働省が策定した[医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン]を遵守し適切な取扱いに努めるものとする

2 事業所が得た個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則利用しないものとし、外部への情報提供については利用者または家族の同意をあらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る
- (3) 虐待の防止のための指針の整備
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く事
- (5) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (6) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者はサービス提供中に、当該事業所従業者または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(地域との連携など)

第17条 指定地域密着型通所介護事業所は、その運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める

2 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、土岐市地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項について[運営推進会議]という）を設置し、おおむね6か月に1回以上運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、意見を聴く機会を設ける

3 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等について記録を作成する

（その他運営に関する重要事項）

第18条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設けるとともに業務体制の整備に努める。

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、誓約させる。

4 事業所はサービスを提供した日から最低5年間記録を保存するものとする

5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成20年1月4日から施行する。

平成20年5月、第5条（1）改定。平成21年4月、第5条（1）改定。平成21年12月、第5条（1）改訂。

平成25年6月、第13、14条追加

平成25年12月 介護職員人数変更

平成28年4月1日 地域密着型通所介護に変更 第15、16、17条追加

平成30年4月1日 第1号通所事業に変更

令和1年11月11日 介護職員人数変更

令和3年4月1日 虐待防止に関する事項に追加